

芸能事務所退所後の競業避止義務の有効性と ロックバンドのグループ名の権利の帰属

知財高判令和4年12月26日（令和4年（ネ）第10059号）

知的財産法研究会
レクシア特許法律事務所
弁護士・弁理士 山田 威一郎

第1 はじめに

本判決は、芸能事務所の代表者が、事務所を退所したロックバンドの関係先に対し、当該ロックバンドの活動は契約違反に当たる等の通知をした行為が不法行為に当たるかが争われた事案の控訴審判決である。本件では、事務所退所後6か月間の活動禁止を定めた契約条項の有効性、バンド名称に関する権利が誰に帰属するのか等が争点となったが、知財高裁は、事務所退所後の活動禁止条項は公序良俗に反し、無効であり、バンドの名称に関するパブリシティ権はバンドメンバーに帰属すると判断し、バンドメンバーからの損害賠償請求を全面的に認容している。

芸能人が事務所を退所する際に、芸能活動の継続や芸名の継続使用の可否に関し、事務所との間でトラブルになるケースは古くから多数存在しているが、本判決は、この種の事案における法的な問題点に関し、一定の指針を示す判決であり、今後の実務のあり方を考える上でも参考になる。

以下では、本件の事案の概要と知財高裁判決の内容を紹介した上で、事務所退所後の活動禁止条項の有効性、バンド名の権利の所在に関し、考察を行うこととする。

第2 本件判決

1 事案の概要

本件は、芸能事務所（一審被告会社）との間で専属的マネジメント契約（以下、「本件専属契約」という。）を締結し、「A（仮名）」との名称（以下、「本件グループ名」という。）でバンド活動に従事していたバンドメンバー4名（一審原告ら）が、同契約終了後、本件グループ名を用いてバンド活動を継続しようとしたところ、一審被告会社又はその代表者である一審被告Yが、

- ①同バンドは同契約によって契約終了後6か月間、一審被告会社の承諾なしに実演を目的とする契約を締結することが禁止されており、一審被告会社は承諾をしていない